

特許権侵害差止等請求事件

[平成27年11月26日判決（知財高裁） 平成27年（ネ）第10038号](#)

キーワード：本件特許発明の文言解釈／均等侵害

担当 弁理士 浅田信二

1. 事案の概要

発明の名称を「移動体の運行管理方法、システム及びその構成装置」とする特許権を有する控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人による被控訴人製品の製造等が特許権侵害に当たると主張して、被控訴人製品の製造等の差止め等を求めた。

2. 結論

原審の判断 ⇒ 請求棄却（特許権侵害不成立）

控訴審の判断 ⇒ 控訴棄却（特許権侵害不成立）

3. 本件特許

発明の名称：移動体の運行管理方法、システム及びその構成装置

登録番号：特許第3592602号

出願日：平成12年2月21日（特願2000-43633）

登録日：平成16年9月3日

4. 本件特許発明1（【請求項4】（物の発明）、下線は筆者）

管理対象となる移動体の運行状況を計測するセンサと、バッファと、当該移動体を運転する運転者用に個性化された所定の不揮発性の記録媒体を離脱自在に装着する媒体装着機構と、前記センサ、前記バッファ及び前記媒体装着機構に装着された記録媒体の動作を制御する制御装置とを備え、

該制御装置は、

前記移動体の移動に伴って前記センサから出力される計測データを前記バッファにエンドレスに展開するデータ展開手段と、

前記記録媒体に解析目的に応じて定められ、かつ、任意に書き換えが可能な当該移動体の挙動の特徴である一般挙動特徴を表す一般挙動条件、及び、前記一般挙動特徴から逸脱した前記挙動の特徴である特定挙動特徴を表す特定挙動条件と前記バッファに展開されている計測データとを比較して、前記一般挙動条件を満たす計測データを第1データ、前記特定挙動条件を満たす計測データを第2データとして出力するとともに、所定の終了条件を満たすかどうかを判定する判定手段と、

前記第1データを前記終了条件を満たすまで前記記録媒体の第1記録領域に書き込み、前記第2データを前記終了条件を満たすまで前記記録媒体の第2記録領域に書き込むデータ書込手段とを有することを特徴とする、データレコーダ。

5. 争点

- (1) 被控訴人機器等が「第1記録領域」及び「第2記録領域」を有しているか
- (2) 均等侵害の成否

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

- (1) 被控訴人機器等が「第1記録領域」及び「第2記録領域」有しているか

「第1記録領域」及び「第2記録領域」について、特許請求の範囲の記載は、①「一般挙動条件」を満たす計測データである「第1データ」が「所定の終了条件」を満たすまで書き込まれる記録媒体の「領域」が「第1記録領域」とされ、②「特定挙動条件」を満たす計測データである「第2データ」が「所定の終了条件」を満たすまで書き込まれる記録媒体の「領域」が「第2記録領域」としているだけであり、「第1記録領域」又は「第2記録領域」の固有の技術的意義のみならず、これら技術的意義を定義する用語の技術的意義も、特許請求の範囲の記載から一義的に明らかであるとはいえない。

本件明細書の記載によれば、本件特許発明においては、[1]第1データであるか、第2データであるかに応じて、記録媒体の第1記録領域又は第2記録領域のいずれの記録領域に書き込まれるのかが定まっていること、[2]第1データと第2データとは、互いに重複しない別々の計測データであること（ある第2データに関連する第1データを、当該第2データと共に第2記録領域に記録する構成も開示されているが〔【0034】参照〕、この場合でも、第1記録領域に記録されるデータと第2記録領域に記録されるデータとが両領域に重複して記録されるものではない。）、[3]特定挙動発生時点以前の一般挙動に適合するデータを保存することにより、関連する第1データと第2データとを用いて一般挙動と特定挙動との間の因果関係を解析できるようにしており、両データの記録が併存されていること、[4]所定の終了条件を発明の特定事項としているが、その終了条件として、第1記録領域又は第2記録領域のそれぞれについて、一定の書込可能容量があることが前提とされていることが認められる。

そうすると、本件各特許発明における第1記録領域及び第2記録領域とは、区分されたデータをその区分どおりに記録するため、記録媒体の記録領域を区分して形成された別個の記録領域であると認めるのが相当である。

争いのない事実並びに証拠（甲5の1～3、6、7の1・2、10）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人機器及び被控訴人運行管理方法における走行データの記録方法は、①加速度センサからの加速度データが、所定の条件でトリガ判定閾値を超えた場合（ t_0 ）には、 t_0 の所定時間前（ t_{-1} ）から t_0 の所定時間後（ t_2 ）までの間（ $T_{(-1\sim 2)}$ ）：

一定時間)の加速度データ等を、t₂の時分秒をファイル名とするデータ(拡張子は「.BLK」)としてCFカードの記録領域に書き込み、②t₀からt₂までの間に、所定の条件で事故判定閾値を超える加速度データが検出された場合(t₁)には、T(-₁~₂)の加速度データ等を、t₂の時分秒とその末尾に「C」を付したものをファイル名とするデータ(拡張子は「.BLK」)としてCFカードの記録領域に書き込み、③上記②におけるファイルは上書禁止処理がされてあるが、上記①のファイルは上書きが可能であるため、CFカードの記録可能容量を超えるデータが記録された場合には、上記①のファイルは古いものから順次新たなデータによって上書きされてしまうものであることが認められる。

そうすると、上記①の上書き可能なT(-₁~₂)のデータが書き込まれた記録領域に、同②の上書き不能なT(-₁~₂)のデータが書き込まれ得ることになるから、上記①の上書き可能なT(-₁~₂)のデータが書き込まれた記録領域と同②の上書き不能なT(-₁~₂)のデータが書き込まれた記録領域とは、記録領域を区分して形成された別個の領域とはいえず、被控訴人機器及び被控訴人運行管理方法は、本件各特許発明の「第1記録領域」及び「第2記録領域」に相当する構成を有していない。

(2) 均等侵害の成否について

本件特許発明は、①従来技術においては、車両等の挙動特徴に関する計測データを、危険な運転操作の検出等と日常的な運転中の挙動操作の双方を解析するについては不十分なものであったことから、②これらの解析に必要なすべての計測データを効率的に記録媒体に記録する運行管理方法とシステムの提供を課題とし、③その解決方法として、[1]日常的な運転における挙動の特徴に関するデータと、事故につながるような挙動の特徴に関するデータとを所定の条件により峻別し、[2]それぞれのデータを、記録媒体の別々の記録領域に記録し、④これらのことにより、それぞれのデータが常に確保されるようにして、その確保されたデータを解析することにより、きめ細やかな運行管理を可能としたものと認められる。

このような本件各特許発明の課題、課題解決方法及び作用効果においては、限られた容量の記録媒体に、どのようにして複数種の解析されるべきデータを記録するかが、発明を構成する必須の要素であり、その重要な特徴点であるといえる。そうであれば、構成要件1D又は2C若しくは2Dの「第1記録領域」及び「第2記録領域」は、本件各特許発明の本質的部分に含まれると認められる。

したがって、被控訴人機器又は被控訴人運行管理方法は、いずれも、均等の第1要件を充足しない。

以上